

社会福祉法人行田市社会福祉協議会

令和4年度社会福祉援助技術現場実習（相談援助実習）の受入れについて

#### 1 受入れ対象者と人数

8名まで（ただし、受入時期に応じ、常時2名を上限としています。）

※実習指導者（指導者研修修了者）5名

#### 2 実習日及び時間

7月下旬から12月上旬までの間で、本会が指定する24日間

1日7.5時間（8：30～17：00）×24日間＝180時間

#### 3 実習カリキュラム

社会福祉協議会の役割や事業、組織の理解とともに、社会福祉従事者に必要な相談援助技術及び地域住民主体の地域づくりについて学ぶ実習カリキュラムを組んでいます。

そのため、各担当及びセンターでの実習となります。

#### 4 実習生について

実習生は、行田市内に住所又は帰省先を有する者並びに近隣にある大学等に在学する者で、社会福祉専門職に成るために熱意と情熱を持つ者とします。

また、実習生として相応しくない行為があった場合は、当該実習を中止することがあります。

#### 5 実習受入れ費

実習謝礼については原則、実習依頼元である大学等の基準額を準用していません。

#### 6 申込み・問合せ先

総務経理担当まで